

議 会 運 営 委 員 会

令和2年1月22日(水)

開議 時 分

閉議 時 分

議会第4委員会室

出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、
岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔事務局〕 古森局長、篠原次長、新開議事係長

議 題

1 令和元年度浜田市特別職報酬等審議会の答申について

資料1

2 会派代表による一般質問について

資料2

3 その他

人 第 158 号
令和元年 12 月 25 日

浜田市議会議長 川神 裕司 様

浜田市長 久保田 章 市



令和元年度浜田市特別職報酬等審議会の答申について（通知）

このことについて、令和元年 8 月 9 日に浜田市特別職報酬等審議会へ議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について諮問しました。

浜田市特別職報酬等審議会は、この諮問を受け、計 3 回の審議会を開催され、令和元年 12 月 25 日に浜田市特別職報酬等審議会会長から答申がありました。

つきましては、答申内容について下記のとおり通知します。

記

1 答申内容

別添「議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について（答申）」（写し）のとおり

以上



〔問い合わせ先〕

浜田市総務部人事課

担当：末田 （内線 332）



令和元年 12 月 25 日

浜田市長 久保田 章市 様

浜田市特別職報酬等審議会
会長 櫛山 陽介



議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに政務活動費の額等について（答申）

令和元年 8 月 9 日付け人第 93 号により諮問のあった浜田市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額並びに浜田市議会議員の政務活動費の額等を調整することについて、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 市長、副市長及び教育長の給料の額

(1) 市長、副市長及び教育長の給料月額は現行のとおり据え置きとする。

（市長 860,000 円、副市長 710,000 円、教育長 630,000 円）

(2) 据え置きとする理由

特別職の給料月額の審議にあたっては、県西部における中核都市の特別職として、職責や職務内容等に見合う額にすべきとの考えを基本とし、山陰他市及び類似団体と比較検討した結果、著しく低い水準とも言い切れず、現行の給料月額を据え置くことが適当であるとの結論に至ったものである。

2 浜田市議会議員の議員報酬の額

(1) 議長、副議長及び議員の報酬月額は現行のとおり据え置きとする。

（議長 450,000 円、副議長 380,000 円、議員 350,000 円）

ただし、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の正副委員長に対し、以下のとおり報酬を加算する。

委員長 報酬月額 350,000 円に 15,000 円を加算

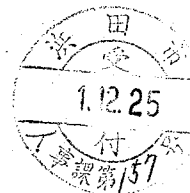
副委員長 報酬月額 350,000 円に 7,500 円を加算

(2) 改定時期

令和 2 年 4 月 1 日

(3) 改定の理由

浜田市議会では、本年 4 月からの通年会期制の導入に伴い、各委員会や政策討論会などの開催が大幅に増えたことから、特に各委員会の正副委員長に対する負荷増大が顕著となったものである。正副委員長においては職責や職務内容、



また今後より一層増大すると見込まれる市民に対する議員の説明責任等を考慮し、報酬月額への加算が適当であるとの結論に至ったものである。なお、報酬加算額については、全国的な支給事例を踏まえ、判断したものである。

(4) その他

同一議員が重複して加算を受けることのないようにすること。

3 浜田市議会議員の政務活動費の額

(1) 増額が妥当である。ただし、支給要件の緩和を前提とし、緩和されるまでの間は、現行（年額 100,000 円）のとおり据え置きとする。

(2) 当面の間据え置きとする理由

政務活動費については、他団体との比較において低い状況にあり、議員活動の活性化に支障が生じているものと思慮する。ただし、支給要件を緩和せずに、政務活動費の増額が執行率に直結するとは言い難いとの判断を踏まえ、緩和するまでの間においては、現行の政務活動費の額を据え置くことが適当であると判断したものである。

今後は、透明性の確保を前提として、議会側による支給対象経費や使途基準等の見直しの検討結果を踏まえ、次回の当審議会開催時において増額について審議をお願いすることとする。

4 期末手当の役職加算

(1) 期末手当の役職加算（100 分の 15）は、現行のとおり据え置きとする。

(2) 据え置きとする理由

期末手当の役職加算については、県内他市と比較して低い加算率ではあるものの、期末手当の役職加算のみでの比較検討ではなく、総人件費の中で検討すべきとの意見もあったことから、現行の役職加算を据え置くことが適当であるとの結論に至ったものである。

5 付記事項

(1) 議員の報酬月額については、若い年齢層や志を持つ人材が議員に立候補したいと思える報酬額の設定も必要と考える一方で、成果に対する報酬支給が必要であるなど、議員一律の増額に対する反対意見が少なからずあった。今後報酬を審議する際には、そのような市民感覚も念頭に入れた上で検討する必要があることに留意すべきである。

(2) 次回に当審議会を開催する際には、議員報酬や政務活動費に対する議員の意見等を事前に汲み上げ、整理しておくことが望ましい。

以上

「会派代表による一般質問」実施要領 (案)

資料2

平成 19 年 12 月 20 日議会運営委員会決定
平成 20 年 9 月 19 日議会運営委員会改正
平成 21 年 12 月 16 日議会運営委員会改正
平成 24 年 1 月 23 日議会運営委員会改正
平成 25 年 2 月 6 日議会運営委員会改正
平成 25 年 12 月 18 日議会運営委員会改正
平成 27 年 12 月 14 日議会運営委員会改正
平成 29 年 2 月 16 日議会運営委員会改正
平成 30 年 2 月 14 日議会運営委員会改正
平成 31 年 1 月 29 日議会運営委員会改正
令和 2 年 1 月 22 日議会運営委員会改正

1. 導入目的

会派制を導入している浜田市議会が、本市における行政全般の政策上の問題について、会派の独自の調査・研究をもとに代表者が市長その他の行政委員会に基本的方針を大局的見地から質問することにより、当市の政策課題を明らかにするとともに、個人一般質問の論点の精査及び議論の活性化を図り、もって議会運営の円滑化と市民の市政運営に対する関心と理解を深めることを目的とする。名称は「会派代表質問」とする

2. 名称及び導入時期

名称は「会派代表質問」とし、実施時期は、市長が施政方針表明を行う定例会のみにおいて実施することとし、平成 20 年 3 月定例会から導入する。

3. 実施の方法

項目	内容
①実施日程	施政方針表明の後、個人一般質問を行う前に実施する。 当面 1 日間で実施することとする。
②質問の内容	市長の施政方針及びその他の行政委員会に対する基本的な方針、方向性について会 の意思統一を図ったものを原則として質問することとする。
③対象会派	議長に届け出た会派のうち、2 人以上の会派を対象とする。
④質問の通告	<u>質問項目の重複を調整するため、個人一般質問の通告期限の 2 日前の 11 時までに仮 通告(本通告に準ずる)をすることとする。会派代表者会議で調整し本通告は、個人一 般質問の通告期限と同様とする。通告書は、所定の様式により質問の項目、要旨及び質 問者名を記入し、会派代表者が議長に提出することとする。施政方針表明の原稿は、議 会運営委員会の概ね 1 週間前に議員に配付とする。</u> 質問者は、一つの会派から複数選出を可能とし、人数制限は行わない。記入項目は、 大・中項目(題名)、小項目(要旨)とする。
⑤質問時間・方法	質問は、持ち時間制とし答弁を含まないこととする。 持ち時間は、2 人会派 30 分、 <u>4 人会派 40 分</u> 、6 人会派 50 分、8 人会派 60 分と する。質問順は、会派の人数の多い順とし、同一人数の場合は抽選とし、一会派で複数 質問者がいる場合は、当該会派が順番を定める。最初の質問は、演壇において一括質問 とし、再質問は、質問席において一括して行うこととする。
⑥答弁の方法	市長の最初の答弁は演壇において行うこととし、再質問に対する市長の答弁及びそ の他の行政委員会代表者の答弁は自席とする。
⑦個人一般質問	会派代表質問を行う者は、個人一般質問の通告を行わないこととする。 なお、個人一般質問の通告を行う者は、所属の会派代表質問と重複しない質問内容で なければならない。ただし、基本的方針について会派代表質問を行い、具体的内容につ いて個人一般質問を行う場合は可能とする。その場合、代表質問と違う意見を持って個 人一般質問を行うことがないよう留意すること。